

高津区地域課題対応事業外部評価懇談会開催運営等要綱

平成27年4月1日
26川高企第273号

(目的)

第1条 高津区地域課題対応事業の外部評価を行うため、高津区地域課題対応事業外部評価懇談会(以下「外部評価懇談会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 外部評価懇談会は、次の各号に掲げる事項について各委員から意見を聴くものとする。

- (1) 高津区地域課題対応事業の外部評価に関すること。
- (2) その他外部評価の推進に必要と認められること。

(組織)

第3条 外部評価懇談会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、外部評価の実施に関し専門的見識を有する者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 外部評価懇談会は、必要に応じて区長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 外部評価懇談会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 外部評価懇談会の庶務は、高津区役所企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、外部評価懇談会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日制定、高津区協働事業提案選考・外部評価委員会設置要綱は平成27年4月1日をもって廃止する。